

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

宇多津町は、瀬戸大橋の開通により、本州と四国を結ぶ広域交通の要衝となっており、四国の玄関口として塩田跡地に商業や観光施設が立ち並び、市街化が進むなど経済発展してきた。また、本町の人口は、平成 27 年の国勢調査では 18,952 人まで順調に増加していたものの、令和 2 年の国勢調査では 18,699 人と 253 人の減少となっている。また、少子高齢化は進んでおり、生産年齢人口及び年少人口は減少すると推計されている。

令和 3 年経済センサス活動調査によると町内の事業所数は、793 事業所あり、新宇多津都市、既成市街地、南部地域等に立地している。構成としては、卸売業・小売業が 217 事業所 (27.4%) といちばん高い割合を示しており、次に宿泊業・飲食サービス業が 99 事業所 (12.5%) 占めている。

また、従業者数は 10,287 人となっており、卸売業・小売業が 2,260 人 (22.0%) と最も多く、次は製造業 2,058 人 (20.0%) である。

香川県の有効求人倍率は、令和 7 年 2 月時点で 1.51 と全国的に見ても高い水準にあり、事業所にとっては人手不足という状況である。

現在、町内の中小企業は、労働生産性が伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向にある。中小企業が所有している設備は特に老朽化が進んでおり、生産性向上に向けた足枷となっている。また、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており現状を放置すると町内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、独自の取り組みとして創業支援事業計画を策定し、創業支援補助事業等を講じている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内でも最も設備投資が活発な自治体の 1 つとなり、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 5 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3% 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

宇多津町の産業は、サービス業、製造業、農林水産業と多岐に渡り、多様な業種

が宇多津町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

宇多津町の産業は、新宇多津都市、既成市街地、南部地域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

宇多津町の産業は、サービス業、製造業、農林水産業と多岐に渡り多様な業種が宇多津町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年6月20日から令和9年6月19日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

また、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。